

1 財務会計事務

(1) 決裁遅延

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>健康医療部 保健医療室 地域保健感染症課</p> <p>商工労働部 商工労働総務課 雇用推進室人材育成課</p> <p>教育委員会事務局 市町村教育室小中学校課</p>	<p>≪健康医療部 保健医療室地域保健感染症課≫ 自殺未遂者連携支援事業に係る経費支出伺の決裁が、契約締結及び業務開始の後に行われているものが4件あった。</p> <p>(1) 契約相手方A ア 事業実施期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日まで イ 見積書の日付：平成24年8月30日 ウ 契約締結及び経費支出に係る決裁：平成24年9月7日 エ 契約書締結日：平成24年9月14日 オ 委託料：5,692,692円</p> <p>(2) 契約相手方B ア 事業実施期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日まで イ 見積書の日付：平成24年9月3日 ウ 契約締結及び経費支出に係る決裁：平成24年9月4日 エ 契約書締結日：平成24年9月7日 オ 委託料：3,606,300円</p> <p>(3) 契約相手方C ア 事業実施期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日まで イ 見積書の日付：平成24年9月4日 ウ 契約締結及び経費支出に係る決裁：平成24年9月7日 エ 契約書締結日：平成24年9月14日 オ 委託料：3,607,750円</p> <p>(4) 契約相手方D ア 事業実施期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日まで イ 見積書の日付：平成24年9月7日 ウ 契約締結及び経費支出に係る決裁：平成24年9月7日 エ 契約書締結日：平成24年9月7日 オ 委託料：4,451,569円</p>	<p>1 業務委託において、約6か月間にわたり組織としての意思決定手続を欠いていた状態であるとともに、相手方との契約書も欠いた状態となっており、大阪府財務規則第39条（支出負担行為）及び第64条（契約書の作成）に違反している。</p> <p>2 起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルールについて周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 （契約書の作成） 第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。（以下省略）</p> <p>【審査事務マニュアル】 委託料「調査業務を委託する場合」＜事務の流れ＞ （1）仕様の決定、経費の積算、予定価格の決定、予算額の確認、契約手法の決定、見積書の徴取 →（2）契約締結及び経費支出伺→（3）決裁 →（4）契約の締結→（5）契約の履行 →（6）履行の確認（検査）→（7）請求書の受理 →（8）支出命令伺→（9）決裁→（10）審査→（11）支払</p>	<p>≪健康医療部保健医療室地域保健感染症課≫ 契約事務のルールについて、起案者及び決裁関与者に対して周知徹底を図った。 今後は大阪府財務規則等関係諸法令の遵守を徹底するとともに、契約の準備行為に早い段階から取り組み、契約日を遡及することのないよう、事務処理の日程管理を適切に行う。 なお、平成25年度も同事業を実施しているが（6医療機関）、前年度の不備を踏まえ、いずれも4月1日に契約を締結済み。（1か所は6月1日からの契約・実施）</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
	≪商工労働部 商工労働総務課≫ 執務室移転業務の経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務開始（平成 25 年 3 月 14 日）の後に行われていた。 (1) 契約締結・業務開始：平成 25 年 3 月 14 日 (2) 経費支出伺の決裁：平成 25 年 3 月 26 日 (3) 委託料：994,350 円	1 業務委託において、組織としての意思決定手続を欠いていた状態であり、大阪府財務規則第 39 条（支出負担行為）に違反している。 2 起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルールについて周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。	≪商工労働部商工労働総務課、雇用推進室人材育成課≫ 部内各所属に対し、監査結果とともに再発防止を周知・徹底した。 併せて、会計事務ポータルサイトの紹介や平成 25 年 7 月実施の部内会計事務研修のテキストを部チームサイトに掲載し、職員全員の意識向上を図った。 引き続き、会計事務研修を実施する。 （年 2 回程度）
	≪商工労働部 雇用推進室人材育成課≫ 大阪府立北大阪高等職業技術専門学校等への物品等移転業務に係る経費支出伺の決裁が、契約締結及び業務開始（平成 24 年 12 月 14 日）の後に行われていた。 (1) 契約締結・業務開始：平成 24 年 12 月 14 日 (2) 経費支出伺の決裁：平成 25 年 1 月 18 日 (3) 役務費：3,990,000 円	【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第 39 条 知事又は第 3 条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第 29 号の 2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	
	≪教育委員会事務局 市町村教育室小中学校課≫ 経費支出伺の決裁が、契約締結及び業務開始の後に行われているものが 4 件あった。 【委託料】 (1) 24 時間電話相談に係る夜間・休日等の教育相談業務 ア 事業実施期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで イ 起案日：平成 24 年 4 月 26 日 ウ 決裁日：平成 24 年 4 月 27 日 エ 支出額：28,000,000 円 (2) 被害者救済システムの運用に係る連携相談業務 ア 事業実施期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで イ 起案日：平成 24 年 4 月 26 日 ウ 決裁日：平成 24 年 4 月 27 日 エ 支出額：3,472,000 円 【役務費】 (1) 多言語による高校生進路説明会通訳料 ア 事業実施期間：平成 24 年 6 月 16 日 イ 起案日：平成 25 年 2 月 19 日 ウ 決裁日：平成 25 年 2 月 20 日 エ 支出額：24,000 円 (2) 帰国・渡日児童生徒に対する進路指導ガイダンスにかかる通訳料 ア 事業実施期間：平成 24 年 10 月 14 日から平成 24 年 12 月 8 日まで イ 起案日：平成 24 年 12 月 14 日 ウ 決裁日：平成 24 年 12 月 18 日 エ 支出額：450,000 円		≪教育委員会事務局市町村教育室小中学校課≫ 平成 25 年 9 月 5 日に課職員を対象とした会計研修を実施し、今後このようなことがないように周知徹底した。